

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
(厚生労働一五九)

(告 示)

○オブジェクト識別子構成要素値を指定した件(総務四六一)
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
(政治資金適正化委七四)
○除籍の一部が滅失した件
(法務五一六)
○日本国に帰化を許可する件
(同五一七)
○食糧援助に関する日本国政府とモリタニア・イスラム共和国政府との間の番筒の交換に関する件
(外務三七五)

○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件
(国税庁三九)

○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件(同四〇)

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令の規定に基づき講習会を登録した件
(厚生労働五八七)

○小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める件
(農林水産二五九三)

○保安林の指定をする件
(同二五九四～二五九七)

○保安林の指定を解除する件
(同二五九八)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件(特許庁二二)

○砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通一四六一、一四六二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同一四六三)

○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件(同一四六四)

○道路に関する件
(東北地方整備局一九一)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(中部地方整備局二二六)

○道路に関する件

(四国地方整備局一四三)

○道路に関する件

(九州地方整備局一七六、一七七)

○道路に関する件

(北海道開発局二二二)

(国会事項)

(人事異動)

法務省

(官庁報告)

国家試験

第五十五回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行(原子力規制委員会)
第四十五回核燃料取扱主任者試験の施行(同)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
(国土交通省)

(資料)

平成二十四年十月中国際収支状況(速報)(財務省)

(公告)

諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

財務省共済組合法定款の一部変更関係

会社その他

24健 第7269号

平成25年2月20日

社団法人福島県医師会長
社団法人福島県歯科医師会長
社団法人福島県病院協会会長
社団法人福島県薬剤師会長 様
社団法人福島県薬事工業協会理事長
福島県病院薬剤師会長
福島県医薬品卸組合理事長

福島県保健福祉部長



一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、厚生労働省医薬食品局安全対策課長から別紙のとおり通知
がありましたので、貴会（組合）会（組合）員に対しお知らせ願います。

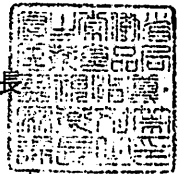
なお、平成25年厚生労働省告示第3号は別紙官報写しのとおりです。

（事務担当 薬務課 専門薬剤技師 尾形眞一 電話 024-521-7233）

薬食監麻発 0111 第 1 号
平成 25 年 1 月 11 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

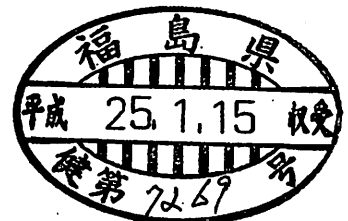
「薬事法第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」(平成 25 年厚生労働省告示第 2 号。以下「区分変更告示」という。)が平成 25 年 1 月 11 日に公布され、「一般用医薬品の区分等リストの変更について」(平成 25 年 1 月 11 日付け薬食安発 0111 第 1 号)(別紙省略)のとおり、一般用医薬品の区分等が変更された。また、「薬事法施行規則第 216 条の 2 第 1 項の規定に基づき同令第 209 条の 2 及び第 210 条第 5 号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件」(平成 25 年厚生労働省告示第 3 号。以下「経過措置告示」という。)が同日に公布され、区分等表示について 1 年間の経過措置期間が定められた。

今般、区分等が変更された一般用医薬品の区分等表示及びその取扱いに係る留意事項について、下記のとおりまとめたので、貴管内の関係各者に対して周知徹底を図られたくお願いする。

記

1 今般の経過措置告示により、区分等の変更前に製造販売された一般用医薬品(以下「旧表示医薬品」という。)について、変更後の一般用医薬品の区分等に従った区分等表示が記載されていることを要しない期間を、今般の区分等の変更の種類に応じて以下のとおり定めたこと。

① 区分等変更告示による区分等の変更のうち、別表第 2 の規定に係る区分等の変更



平成 25 年 1 月 11 日から平成 26 年 1 月 10 日までの 1 年間

- ② 区分等変更告示による区分等の変更のうち、別表第 3 無機薬品及び有機薬品の項第 32 号の規定に係る区分等の変更

平成 25 年 1 月 19 日から平成 26 年 1 月 18 日までの 1 年間

- 2 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより区分等表示を行うことも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- 3 旧表示医薬品については、薬事法施行規則第 216 条の 2 第 2 項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- 4 区分等変更告示の適用の日以降は、外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の一般用医薬品の区分等に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採用すること。

別表第二中第二百五十五号を第二百八十四号とし、第二百五十一号から第二百五十四号までを二十七号ずつ繰り下げ、第二百五十号を第二百七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。
 二百七十九 葱附子散
 別表第二中第二百四十九号を第二百七十七号とし、第二百四十八号を第二百七十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百七十六 木防己湯
 別表第二中第二百四十七号を第二百七十四号とし、第二百四十二号から第二百四十六号までを二十七号ずつ繰り下げ、第二百四十一号を第二百六十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

二百六十六 補陽還五湯
 二百六十七 奔豚湯(金匱要略)
 二百六十八 奔豚湯(肘、後方)
 別表第二中第二百四十号を第二百六十四号とし、第二百三十四号から第二百三十九号までを二十四号ずつ繰り下げ、第二百三十三号を第二百五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十七 扶脾生脈散
 別表第二中第二百三十二号を第二百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
 二百五十五 附子粳米湯
 別表第二中第二百三十一号を第二百五十三号とし、第二百三十号を第二百五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十二 茯苓杏仁甘草湯
 別表第二中第二百二十九号を第二百五十号とし、第二百二十三号から第二百二十八号までを二十一号ずつ繰り下げ、第二百二十二号を第二百四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
 二百四十三 白朮附子湯
 別表第二中第二百二十一号を第二百四十一号とし、第二百二十号を第二百三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四十 半夏散及湯
 別表第二中第二百十九号を第二百三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
 二百三十八 八味油氣方
 別表第二中第二百十八号を第二百三十六号とし、第二百十九号から第二百十七号までを十八号ずつ繰り下げ、第二百十八号を第二百九十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百九十六 大防風湯
 別表第二中第二百七十七号を第二百九十四号とし、第二百七十四号から第二百七十六号までを十七号ずつ繰り下げ、第二百七十三号を第二百八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
 二百九十 大黃附子湯
 別表第二中第二百七十二号を第二百八十八号とし、第二百六十九号から第二百七十一号までを十六号ずつ繰り下げ、第二百六十八号を第二百八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十四 喘四君子湯
 別表第二中第二百六十七号を第二百八十二号とし、第二百六十六号を第二百八十一号とし、第二百六十五号を第二百七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
 百八十 洗肝明目湯

別表第二中第二百六十四号を第二百七十八号とし、第二百五十二号から第二百六十三号までを十四号ずつ繰り下げ、第二百五十一号を第二百六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
 百六十五 神仙太乙膏
 別表第二中第二百五十号中「秦艽羌活湯」を「秦艽羌活湯」に改め、同号を同表第二百六十三号とし、同表中第二百二十号から第二百四十九号までを十三号ずつ繰り下げ、第二百十九号を第二百三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三十一 梔子豉湯
 百三十二 梔子柏皮湯
 別表第二中第二百十八号を第二百二十九号とし、第九十八号から第二百十七号までを十一号ずつ繰り下げ、第九十七号を第二百七号とし、同号の次に次の一号を加える。
 百八 柴胡枳椇湯
 別表第二中第九十六号を第二百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六 柴梗、半夏湯
 別表第二中第九十五号を第二百二号とし、同号の次に次の二号を加える。
 百三 柴葛解肌湯
 百四 柴葛湯加川芎、辛夷
 別表第二中第九十四号を第二百一号とし、第八十号から第九十三号までを七号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六 外台四物湯加味
 別表第二中第七十八号を第八十四号とし、第四十二号から第七十七号までを六号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
 第四十七 甘草附子湯
 別表第二中第四十号を第四十五号とし、第三十九号を第四十四号とし、第三十八号を四十三号とし、第三十七号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十一 栝樓薤白湯
 四十二 栝樓薤白白酒湯
 別表第二中第三十六号を第三十九号とし、第二十五号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。
 二十六 加減涼膈散(浅田)
 二十七 加減涼膈散(興、延賢)

別表第二中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
 八 烏苓、通氣散
 別表第三無機藥品及び有機藥品の項中、第二百五十一号を第二百五十二号とし、第二百六十六号から第二百五十号までを一号ずつ繰り下げ、第二百五十五号ただし番中「臙劑」を「臙カンシタ治療薬」に改め、同号を同項第二百六十六号とし、同項中第三十二号から第二百十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 エメダスチン
 ○厚生労働省告示第三号
 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百六十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百九条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十五年一月十一日
 厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間
 薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間は、薬事法第三十六條の三第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件(平成二十五年厚生労働省告示第二号)により指定が変更された医薬品については、次に掲げる当該指定に係る告示による改正後の規定に準じ、次に定める当該指定に係る告示の適用の日から起算してそれぞれ一年間とする。

一 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 二 別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三十二号の規定 平成二十五年一月十九日
 ○ 関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日
 路線名 供 用 開 始 の 区 間
 四 号 さくら市馬場字大明内二四九番から同市氏家字大野三 関東地方整備局長 森北 佳昭
 四三五番二まで 都宮国道事務所

供用開始の期日 平成二十五年一月十一日
 ○ 関東地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日
 (一) 道路の種類 一般国道 関東地方整備局長 森北 佳昭
 (二) 路線名 五十一号
 (三) 道路の区域

区 間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
千葉市若葉区若松町三六八番一地先から同市若葉区若松町三六八番四三三番一先まで	前	後	二六・五九〇二八	〇・〇〇二四
四 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局千葉国道事務所			二六・五九〇二八	〇・〇〇二四

○ 関東地方整備局告示第五号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日
 路線名 供 用 開 始 の 区 間
 五十一号 千葉市若葉区若松町三六八番一地先から同市若葉区若松町三六八番四三三番一先まで(ただし、関係図面に表示する 葉国道事務所部分のみ)

○ 中部地方整備局告示第四号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日
 路線名 供 用 開 始 の 区 間
 五十一号 千葉市若葉区若松町三六八番一地先から同市若葉区若松町三六八番四三三番一先まで(ただし、関係図面に表示する 葉国道事務所部分のみ)

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 二十二号
 (三) 道路の区域

区 間	変更前	後別	敷地の幅員	延長	備 考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一から各務原市鵜沼東町二丁目九一番一まで	前	後	八三〇〇〇	三六八〇〇	〇・二・三六三
四 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所			八三〇〇〇	三六八〇〇	〇・二・三六三

○ 中部地方整備局告示第五号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日
 (一) 道路の種類 一般国道 中部地方整備局長 梅山 和成
 (二) 路線名 百三十八号
 (三) 道路の区域

区 間	変更前	後別	敷地の幅員	延長	備 考
静岡県駿東郡小山町須定字滝ノ沢三〇七番一から御殿場市茶東沢字大畑三二一番一まで	前	後	九・四〇〇	七〇・一〇	六・三九八
四 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局静岡国道事務所			九・四〇〇	七〇・一〇	六・三九八

○ 中部地方整備局告示第六号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日
 路線名 供 用 開 始 の 区 間
 二十一号 各務原市鵜沼宝積寺町二丁目二五番一から同市鵜沼宝積寺町一丁目八三番二三四まで

○ 中部地方整備局告示第七号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日
 路線名 供 用 開 始 の 区 間
 百三十八号 御殿場市仁杉字水口八五七番一から同市仁杉字水口八三六番一四まで

供用開始の期日 平成二十五年一月十一日
 中部地方整備局長 梅山 和成
 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局静岡国道事務所